

第五十一回 参議院農林水産委員会會議録第十三号

昭和四十一年三月三十日(水曜日)
午後一時二十三分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任 北村 新治君

補欠選任 林屋亀次郎君

三月三十日

辞任 北村 暢君

補欠選任 森中 守義君

林屋亀次郎君

任田 新治君

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 齊君

理事 野知 浩之君

委員 和田 鶴一君

渡辺 勘吉君

委員 梶原 茂嘉君

小林 篤一君

委員 櫻井 志郎君

園田 清充君

委員 田村 賢作君

高橋雄之助君

委員 任田 新治君

仲原 善一君

委員 八木 一郎君

川村 清一君

委員 鶴岡 哲夫君

中村 波男君

委員 森中 守義君

北條 雋八君

政府委員 農林政務次官 後藤 義隆君

事務局側 水産庁長官 丹羽雅次郎君
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員

運輸大臣官房審議官 中野 大君

本日の會議に付した案件

○漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

○北條雋八君 先般来、海難についてのお話もありましたが、それぞれまたプリントもちょうだいしました。死者の数がはつきりわかっておりないのでありますが、この四十年の海難の総船舶数と、それから、それに対する死者の数、それからまた、その中で漁船がどのくらい海難を受けたか、また、その漁船だけの死者の数がどのくらいであるか。それから、漁船の中で、全損の船が何隻あり、行くえ不明の船がどのくらいであるかというところを——三十九年度もわかればなおかつこうであります。三十九年度と四十年、それを伺いたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答え申し上げます。まず、漁船の前に、全部の船から申し上げます。三十九年度が二千八百六十五隻でございます。このうち漁船が千四百四十六、四十年は、海上保安庁がまだ統計の本として整理、発行いたして

おりませんが、内部的に問い合わせ調べてまいしたところ、四十年は、総数が二千七百七十八、漁船が千四百五十三、こういう形に相なっております。

○北條雋八君 死者の数。

○政府委員(丹羽雅次郎君) それから、第二の死亡及び行くえ不明でございますが、これはまず、総数で申し上げますと、三十九年度が五百六十五人、うち漁船が三百八十三人、四十年は総数が一千三十五人で、漁船が七百七十八名、四十年につきましては、マリアナの大量海難事故がございましたので、過去に比べると漁船の遭難トータル数が七百七十八と大きく相なっております。

その次に、御質問の第三点の、全損の問題でございます。漁船の全損でございますが、先ほど三十九年に遭難をいたしました船が一千四百六十六と申し上げましたが、全損いたしました数が二百五十一でございます。それから、四十年の全損につきましては、なお統計を整理する必要がありますのでございまして、一応の推定でございますが、約二百三十三ないし四十と考えております。

○北條雋八君 行くえ不明の船は何隻ですか、四十年の。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 海上保安庁の統計で、全損として扱っておりますものは、行くえ不明を含んでおるのでございます。

○北條雋八君 内訳はないのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 本日ちょっと持参いたしております。

○北條雋八君 このように非常に犠牲者の数も多いのであります。四十年度についても七百七十八人といえますと、一日に二人ずつ死んでいるわけなのであります。特に行くえ不明の場合には、三カ月たないといふことを確認しないということになつておるようでありますが、そうしますと、三カ月の間は、その留守家族の者などに対してどう

いうような保護をやっておるのですか。実情がわからないのですが、どういふふうにしておられますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 制度の問題をあとにいたしまして、実態の問題を申し上げます。行くえ不明に相なりまして死亡の認定が行なわれるまでの間に期間があります。そこで、在来のやり方、マリアナ等の例につきまして申し上げますと、たとえば漁船につきまして三十日行くえがわからぬ場合は、もう保険金を払ってしまうという形です。したがって、船主としてはすぐその保険金——本来は保険金を使って船をつくるべきものでございますけれども、遺家族の援護その他に使う金はすぐ現金として入ってまいります。船主の立場について申せば、それから、それ以外には、結局は協同組合の相互扶助ということを中心に、制度的にはしばらくの間はめんどうをみるというのが在来の実態でございます。

○北條雋八君 マリアナの場合などは、あの海難が起きてから幾日くらいたつてその留守家族の方に手当をしていられるのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) マリアナの例についてのお話でございますが、まず船のほうでいろいろと相談をいたしまして、どうしてもこれはだめだという判定を早くしまして、いわゆる確定全損という取り扱いをしまして、正確な日を記憶いたしておりませんが、事件発生後二十日間の間に船の保険金は一斉に支払つたので、当時、船主及び静岡県庁からは非常に感謝された次第でございます。それでいまの先生の御質問は、死亡が確定するまでの個々の乗り組み員に対する給与の問題と存じます。これにつきましては、その保険をつけておられる方は保険のルールに相なるわけでございますが、その死亡のほうでは、生命保険のほう

ではそれという措置がなかなか困難なのでございますして、当面は関係の漁協、それから一般の御同情ある寄付、そういうものを取りまとめまして、逐次一定金額に達するつど、遺族の方々にお渡しして生活のたしにしたいだいておった、こういうのが実情でございます。

○北條高八君 この留守家族のそういう不時の災害を受けまして非常に困っている実情もよく御承知のことだと思えますけれども、聞きますと、非常に援護の手がおくれるという事で困っている人が多くようであります。どうぞそういう点は政府のほうで特に目をかけてやって、こういう不自由のないようをお願いしたいと思います。

次に、現在義務加入によつて国庫の補助を受ける本法の保険でありますが、これは百トン未満の船に限られていたのでありますが、この最近三カ年の漁船の普通保険の実績表、これを見ますと、だんだんトン数がふえるほど保険の加入率というのが減つてきているように思ふのですが、ゼロから二十トンまでと、二十トンから百トン、それから百トンから千トンと、こういうように三つのランクに分かれて表をおもらいしましたが、この百トンから千トンまでの内訳ですね、これを伺いたいと思うのでございます。この百トンから二百トンまで、それから二百トンから三百トン、三百トンから五百トンまでのそれぞれの在籍漁船数と、それから加入漁船の隻数、それから加入率と、これを伺いたいです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 百トンから千トンまでの間を区分して加入率をもう少し明らかにせよという御趣旨でございます。区切り方がいま先生のお示しになりました数字と若干ズレがございますが、三十八年度実績につきまして整理をいたしましたものがございまして、御説明いたしたいと思います。

百トンから百九十九トン、つまり二百トン未満までの船が五百三十八はいごさいまして、四百五十九はい入っておりますので、八五・三%になっております。それから二百トンから四百九十九、

つまり五百トン未満で七六・四%、それから五百トンから千トン未満、これが三〇・六%かような形に相なっております。

○北條萬八君 隻数は。
○政府委員(丹羽雅次郎君) 隻数について申し上げますと、百トンから二百トン未満は、先ほど申したとおり五百三十八に対して四百五十九、次に、二百から五百未満は、七百三十二隻に対して五百五十九隻でございます。それから五百から千の間でございますが、在籍百八に対して加入隻数は三十三、率は三〇・六、こういう実態でございます。

○北條雋八君 これで見ましても、百トン以上百九十九トンですか、これが八五・三％と相当加入率がいいわけですが、こういう人はちよつとでも百トンを超すために保険の恩恵が受けられないということになっておりますが、まあ白書で見ましても、この百トン以上の中小漁業の経営が非常に悪いということがうたわれております。数字が示しております。で、もうまさに危機に直面していると言っても過言ではないくらいなふうに考えるのでありますが、その原因はもちろん物材費の高騰、あるいは人件費の増加、これはもちろんでありますけれども、この漁船の修繕あるいは新造というものに伴ひまして、借り入れ金の利払いが非常に巨額にのぼっておるといふことがおもな原因になっておりました、三十九年度でもずいぶん経営は困難しておりましたけれども、まあ魚

価がわりあい上がっていましたのでカバーができたわけでありますが、現状では全く行き詰まりの状態になっておるわけであります。私は、漁船保険の目的も結局、不慮の事故によって船をこわし、船を失って建造費の調達に非常に苦しんでいるのでありますから、この際、政府はこれらの中小漁業の人に対しても、百トン未満というのを、もう少し上限を上げまして、そして二百トンあるいは三百トンまでくらい、あまり上げるわけにいかないことも承知しておりますが、少なくとも三百トンくらいまでトン数の上限を引き上げる

というような考えをお持ちかどうか伺いたと思います。

○政府委員（丹羽雅次郎君） いま北條先生のお話は、非常にいろいろな点を含んでいるお話でございます。基本的にはいろいろな角度から、私どもも十分研究させていただきたいと思うわけでございます。ただ、先ほど保険加入率が五百トン以上、三割と申しましたが、これは保険に入っていないという意味ではなくて、本制度の保険に入っていない

おらない、建造いたしますにしても、金融機関その他の立場から当然、保険の問題はついてまいりますので、民間保険には大型船であります以上は入っております。そこで、いま国庫負担、国庫が援助する対象の問題といたしまして、百トンというところを線を引いておりますけれども、実は問題は保険技術といえますか、保険の実態との関係から申しまして、百トン未満に非常に事故が多い。どうしても相対的に事故が多い。そこで、保険料率というものが事故の多い場合に高くなる。試みに百トン未満の船と百トン以上の船で、純保険料率を計算してみますと、百円につき、百トン未満の

ほうが二円二十五銭、百トン以上は一円七十七銭、事故が相対的に大きな船におきましては少ないために、保険料が少なくて済む、逆に小さいほうは事故が多いものですから、保険料が高くなつてまいります。そこで、小さい船が事故が多いというのが、小さい方々に罪がある問題でもございませぬので、相対的に小さい方々の船の保険料を、大きいほうの事故率に見合つた程度の保険料に合わせて考え、国が補助していったらどういふふうになるか。現在のところ、百トン未満と百トン以上は、純保険料、国庫が補助したあとで計算いたしますと、両方とも先ほど申した数字が一円七十四銭ないし一元七十七銭というふうにそろつてまいるわけであります。そういう意味で国庫負担のあり方の問題として、そういう角度から考えているわけでございますが、それはそれとして、経営の問題もあるから、別の角度から保険料に對して、もっと高い船に對しても保険料負担を

軽減するために国庫負担をしたらいいじゃないかという御意見と承りましたけれども、私のところのいまの考え方といたしましては、小さいから事故が高い、事故率が高いから相対的に保険率が高い、これを大きいものにそろえてあげることがどうしても必要だ、こういうような立場でやっておるのが現状でございます。しかし、先生の御意見は貴重な御意見でございます。なお将来の問題としては考究いたしたいと思ひます。

○北條篤八君 トン数につきましては、だんだん沿岸から沖合いに出る船がふえてくることに将来はなつていくのじゃないかとも思うのですが、船の平均のトン数とすれば現在ふえつつあるのではないかと思うのです。そうしますと、この法律もやはり将来を相当見越して、できるなら何も百トンにこだわらずに、もう少し上げておくほうが至当じゃないかというふうにも考えられるのでありますが、そういう将来の建造に対して、だんだん船が大きくなつていくのじゃないかどうかということに対して、政府はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 今日までの傾向とい
たしまして、確かに船の大型化が起つておるとい
うことは、漁業の動向等でも分析して報告いた
しておるところでございます。したがって、御指
摘のとおり船が大型化していくということ自身は
傾向としてある。ただ問題は、先ほど来申します
とおり、大きい船における事故率と小さい船にお
ける事故率が、小さい船のほうが事故率が高い。そ
ういうことで出した事故が高いのだから、保険だ
からあたりまえだとは言わずに、相対的に高いも
のとの上のはうとかね合ひをして、同じ保険料負担
にそろえていきたい、こういう立場であります。

一体、現在の漁業経営におきまして、根本的に保
険料負担が過大であるという立場からものを考え
て、保険料率の経営者負担を下げるか下げない
か、これはややちよつと角度を変えた問題として
考えるべき問題ではないだろうか、私はかように
考えます。

○北條鶴八君 先ほど言いましたように、中小漁業になる境目のところが、白書で見ましても、経営が非常に困難でありますから、少しでもこういう最も苦しんでいる百トン以上二百トン、三百トン程度のところの漁船に対して、この恩恵を分かつてやったほうがいいんじゃないかという意味なんでありまして、どうぞその点はひとつ将来よく考えてやっていただきたいと思ひます。

次に、これは前回の当委員会と和田委員が、漁船の保険中央会に対する交付金十二億円の使途につきましてお尋ねがありまして、その答えとして長官から、これは十二億の利子をもって、主として海難防止、救命ブイの受信装置の補助、それから救難防止事業、無事故の報奨というような点をあげられたわけでありまして、この救命ブイを備えつけ、その受信装置を無線局に備えつけさせるといふような事業は、これはもう当然政府自身がやらなければならぬ仕事だと思ふのです。でありますから、この十二億円というものはもとと零細な漁業者が汗と血でつくった積み立て金であるのでありますから、これは本来ならこれらの各漁業者に返すべきお金だと思ふのです。ですから当然これは政府でやる仕事のほうに向けないで、もっと直接に組合員が均てんして受けられるような使途に向けべきものじゃないだろうかというふうに思ふのです。交付金というこの名前でもいかにもどうも何か一般の交付金と同じような観念を持たせて、そうしてだんだん政府で出すべき金の補助をさらに中央会で補完する意味でやるようなことになることをおそれるわけなのであります。こういう点に対して政府ではどういふふうに考えておられますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 基本的には、国のやるべき仕事なり国が補助すべき仕事は、国の会計で組んで被補助者に補助する、これによって肩がわりすることは絶対避けてもらいたい、かように考えております。

ただ、いま御設例にあげられました救命ラジオ・ブイの問題、救命ラジオ・ブイの発信機、船

が遭難いたしましたときに海の上にそれをほうり出すわけでありまして、これは電波が非常に微弱でありまして、もちろん海上保安部におきましてこの受信施設には、入り得るところに海上保安部の受信施設があれば当然入り得るわけでありまして、ところが一方、漁業にしましては、先生御承知のとおり、漁業協同組合が漁業専用の無線局をあらちちらにつくって、組合の漁業との関係の連絡をやっているわけでございます。そういうところで受信施設さえあれば、ラジオ・ブイも漁業協同組合がやっています無線局でございますからそれにも入り得るわけでありまして、お互い同士の問題としてそういうものが入ったら助け合ふという意味で、漁業協同組合にもひとつ皆さん一緒に受発信施設をつくったかどうか、いや、そこまでは自分らの協同組合の無線局の仕事としては手が伸びないのだという問題に対しては、御援助して、この交付金の中からお手伝いして、そういう受信施設をつくったかどうか、大部分のところは相当海上保安部の受信施設にも入りますし、漁協も大きいものはつけているわけでございます。比較的手が回らぬところでは、こういうところで漁協自身の仕事としてやるものにはお手伝いが必要、こういうところにはこの金からそういうものをつくったかどうか、こういう考えで、本来漁業協同組合の施設の問題でありますので、これはそのように考えてやっています、国の仕事でありますものについて、当然この交付金で処理することは避けてまいりたい、そのように思っております。

○北條鶴八君 そうしますと、せんだって言われました、無線局に受信機を備えつけるというのは、組合の間違ひですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私のことは足りませんでしたが、漁業用の海岸無線局、これは組合であります。

○北條鶴八君 そうしますと、そういう組合のほうの、受信機をつけることになりまして、何カ所ぐらいつければいいお見込みですか。非常に数に

なるのじゃないかと思うのですが。

○政府委員(丹羽雅次郎君) この、入りにくい、特に組合の漁業無線局で無線施設を備えにくいところという立場で考えておりますので、いま正確には、案はまだ、この交付金を受ける中央会がつくるわけでございますが、私記憶しているところでは四十カ所と記憶いたしております。

○北條鶴八君 そういう場合には、もちろん組合だけの力ではなかなかできませんから、中央会のほうから助成をすることも必要だと思ひますけれども、政府のほうとしましては、当然やっぱりそういうことまで考えて助成措置というものは、やはり腹案は持っておりますことと思ひますがその点いかがですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御質問の御趣旨が、交付金で出る、つまり補助する部分に充てて國の補助をさらにこれに乗けるかという御趣旨でございますれば、私のほうはそういうふうには考えておりません。と申しますのは、救命ブイについては、公庫の金融対象といたしますとか、あるいは構造改善事業その他の事業で、むしろ発信施設のほう、漁船のほうには発信するような施設に補助をいろいろ考えて——この救命ブイというのは、遭難の際には位置の表示の問題でございます、私どもの目下の気持ちといたしましては、小型の無線機とかトランシーブコンとかいうものをなるべく船のほうに持つてもらうという立場では積極的な話を進めております。この救命ブイは、むしろラジオ・ブイは法律上の義務のものでございまして、二十トン以上の船は自分でつけねばならぬ。ですから、それを御援助するという立場でございますので、これについて上乗せの補助ということは目下のところ考えておりません。

○北條鶴八君 いずれにしても、遭難に対して一刻も早く救助をする、また遭難の状態を一刻も早く知るといふことが、これが一番大事なことであることは申し上げるまでもないのですが、トランシーバーのお話もこの間ありましたけれども、これなどは現在の漁船で使っているのと使っているのと、どのような割合になっておりますか、おわかりでしたら。

○政府委員(丹羽雅次郎君) トランシーバーの件でございます、先般和田委員からお話ございましたので、いろいろ調べてみたのですが、トランシーバー、俗に市民ラジオと言っておりますが、これはきょう運輸省から開たところでござい

ますが、現在十五万件程度の免許が出ておる、このうちの五、六割程度のものは漁業に使われておるのではないかと運輸省は見ております。私のほうは、実は率直に言つて正確な調査はございせん。それで、これは大体個人の用途及び法人または団体の簡易な事務用、建設工事現場監督等に使用する趣旨のもとに設けられたものでございまして、周波数それから電力、空中線電力等の関係で通信距離が四キロしかマキシマム使えないようでございます。そこで四キロ、漁船について四キロのトランシーバーを備えるということ、備えてはいかぬとはもちろん考えませんが、そうは言つてないわけではございますが、漁船にしましてはむしろ先ほど申し上げたお話が出ましたように、もう少し通信範囲の大きい漁業専用の電波を割り当てまして、むしろ広範囲に相互連絡あるいは海難の際に連絡が取れるという立場のほうの施設を充電するほうがよろしいという立場で行政指導はいたしておるわけでございます。禁止をしておるわけではございません。

○北條鶴八君 その四キロ以上のトランシーバーを現在使っている漁船は、全体の漁船のどのくらいあるんですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) トランシーバーは幾らやっても四キロ以上にはいかないというわけですから、むしろ無線機を持たせる、それから電波は漁業専用の電波を割り当てている、こういうのが実態でございます。で、御質問の趣旨が、無線機をどの程度漁船が持っているかという御質問でございますれば、いまちょっと正確には記憶いたしません、二十トン以上の船は御承知のとおり船舶安全法の規定を受けているわけでご

ざいます。これは当然無線施設を備える義務があるわけですが、それ以外のものにつきましても水産庁等でもいろいろと漁船許可その他の際に行政指導をいたしております。それらを含めて無線が何台、何割備えつけられておるかという点につきましても、ちよつといまとつきにお答えしかねるわけですが、大部分の船は、漁業をやっている、少なくとも沖合いに出る船はそういうものを用意しておるのが現状であると心得ております。トランシーバーはまさに釣り舟は持つてゐるでしょうが、一般的には、沖合い等に出て行く船にはあまり適当でない、こういう考えでございます。

○北條萬八君 そうしますと、十二億の金の使途としまして、一番いま全漁民のために有効に使えらるうというの、先ほどの受信機ですか、各組合に備えつける。受信機に、そのうちの補助金として出してやるということに重点を置いてやられるということですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 十二億の使途について、いまのラジオ・ブイの受信機が最重点かという御質問でございますが、必ずしもそう考えておりません。と申しますのは、いろいろの事業をやる一環として考えております。もう一つというか、遭難対策の問題としては、私どもなるべくそういうふうな考えでもらいたという注文を出しておる問題の一つとしては、救助作業の報償費の問題、つまり船がどこかで遭難したときに、みんな港にある船が、あるいは近所で魚をとっている船に助けに行つてもらうのがまあ漁師仲間の仁義でございます。やつぱり油も要つたり、回り道したり、とれる魚もとれなかつたり、助けに行つてゐる間において、ただ相手の船がおかげさまで助かれば、こゝで何らかのあいさつといひますが、手当てが行なわれるわけでありますが、不幸にしてその船が沈没してわからないというときには、いわばただ働きになります。これがもし少しでもお互いの遭難の上でマイナスになつておるなら、そういうときの御苦勞といひますか、経費の御援

助というふうなものは、この十二億の金の運用の問題としてやつて、少しでも沈むべき船が助かる、あるいは全損すべきものが一部座礁なり何なりの形で助かるというところは、この保険の立場からいつてもけつこうです。遭難対策、救命対策としてもいい、そういう意味でやつぱり救助作業の報償費というところは、この使途としては力を入れてもらいたい。もちろん事故防止に對しては、無事故の保険でございますから、みんなの積み立てた金というお話も先ほどございましたし、一生懸命教育訓練その他細心の注意で、事故を起こしてないというものに対して何らか報いるというこゝもこの使途の内容でございます。そういう意味で目下いろいろな角度から相談いたしております。救命ラジオ・ブイだけにこの金を使うというふうには考えておりません。

○北條萬八君 いまのお話で、できるだけ事前に予知して海難を防ぐということ、海難が起きた場合に、遭難者に対してできるだけの救援の手を差し伸べるといふ意味のお金に使うということもわかりました。このトランシーバーを小さい漁船につけるといふことは、これはさほど有効ではないと考へておられますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 金額一百万程度のものでございますようとして、四キロ、山の下から山の上のいつたり、あるいは娛樂用の魚釣りの相互連絡等にはそれは使えるし、また、違った意味では役の立つ分野におきまして、建設現場などでは役に立つようであります。何ぶん海の上の漁を営むための唯一の通信連絡施設というものを考えます場合に、やはりいまの漁業用の船舶無線局の立場からいへば、五十キロ、六十キロは当然送信可能範囲があつてしかるべきであるという立場で、考え方をいたしました。このトランシーバーよりは無線装置を、小型無線装置でもいいですが、備えていく方向あるいはトランシーブ・ビーコンについても可能な方向等が指導としてはあるべきじゃないか、かように考へております。

○北條萬八君 せんだつて和田委員からのお話

で、非常にこれはじやまになるというふうにも伺つたのでありますが、漁船にもやはり備えつけているのが多いのでございませうか。ですから、トランシーバーも漁船には全然役に立たないのだという意味なんですか。そこがよくわからないのでございませう。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先ほど申しましたとおり、これは免許というか、届け出制でやつておられて、届け出られてゐるものが、一応十五万件くらいの中で半分近いものは漁船が使つておるのを見ております。郵政省といふいろいろきよう打ち合わせをし、事情を聞きまして。ですから、それがいかぬとか、それを押えるとかいふことはもちろん考へておりません。それはそれで一つの問題でございます。

それじゃ、しからばこれを奨励するかという立場でのお話としては、あるいは意見を聞かれれば、漁船で瀬戸内海等で操業する船の一部にはあるいはいいかもしれませうけれども、沖合いその他で本格的に漁業をやる漁船という立場から考えれば、やはり無線局の免許をした、トランシーバーでない無線を充実する、そのために漁業無線の電波の割り当て等についても、われわれも大いに努力をいたしております。そういう方向で進むべきであるといふことを先ほど来から申しておるつもりでございます。

○北條萬八君 私の伺つてゐることがよくわからないようだけれども、トランシーバーでも漁船が使つて非常に便利ではないか。ですから、現在も相当漁船はトランシーバーを持つてゐるのだと思ふのです。ですから、もし距離が短くて、四キロじゃ役に立たないというならこれは問題じゃありませんけれども、今度は沖合いに出る船同士で四キロぐらいの間で話ができればなかなか漁業上非常に便利じゃないかと、こう思ふのです。ですから、もしこれがあつたほうが漁業上いい、また、遭難の場合にでもお互いに連絡がとれるというふうなことであれば、この交付金の一つとしてこういう手軽のものに助成をする、補助してや

るといふこともいいんじゃないかという意味で伺つておる。ですから、役に立つのか立たないのかということですね、伺つたわけです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先ほど申しましたつもりでございましたが、少なくとも四キロの範囲内でお互いが連絡がとれるという意味では、役に立つと思ひます。ただ、これに對して補助をするとか、援助することはいいか、援助するならば、補助するならば、本格的なものに援助したほうがベターであると考え。なぜならば、私どもはトランシーバーも補助をするといふことは、そういう四キロ程度——ないよりは便利であることは間違ひありませんが、いかかかと存するといふ趣旨で先ほど来申しておつたつもりでございまして、かゝつたと思ひます。

○北條萬八君 どうぞ貴重な十二億の金でありますから、少しでも個々の漁民に感謝されるような使途を御研究願ひたいと思ひます。

次に伺ひたいのは、漁船の損害についてであります。この災害に基づく漁業の損害に對しては、農業のはうでは天災融資とか、非常に手厚い補助対策ができておりますが、漁船の場合にはそういう特別措置がないように思ひますが、その金融関係について何か法的の根拠を置く必要があるのじゃないかと思ふのです。そういうことを考へられたことはないですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 天災融資法は、十分先生御承知のとおり、農業を営み、林業を営み、漁業を営む者、いずれもひとしく均てんする法令でございます。したがひまして、天災融資法が特に漁業に私どもは直ちに不利であるとは考へておらないわけでありませう。また漁船につきましても、農業におきましても、天災融資法の借りた金の使途の問題として、本来は経営不振でございしようが、農機具とか、漁具、漁船にも使えるような道は開かれてゐるわけでありませう。したがつて、その条件が特に他のものに比べて不利に扱われてゐる、かように私は私どもちよつと考へておら

ないわけでございます。

なお、漁船は大きな生産施設でございますので、天災融資の問題は、御承知のとおり公庫で漁船建造に際して、災害の場合と災害でない場合とというように、道も別に開かれており、漁船に、今度は漁業の問題から漁船の問題に移りますれば、そういう道も開かれていくわけでございます。かように考えておりますので、特別な差別扱いが行なわれているというように、ちょっと考えておらないのであります。

○北條萬八君 漁船の場合でありますけれども、この漁船が災害を受けた場合に、天災融資法が適用されたのは、一般の農業の天災を受けた区域の中に、たまたま漁船の損傷その他の被害を受けた場合には、これは適用されたこともあり得るわけですが、この漁船だけの損害を受けた場合はあるわけでありまして、適用が、ですから漁船が天災を受けた場合に、何か災害の立法というふうなものが必要じゃないかというように考えるわけですが……

○政府委員(丹羽雅次郎君) ちょっとわかりかねる点があるわけですが、農業を営んでいる方がブルトラーザーかなんか損害を受けた、それをもう一度更新するために、金融で更新したいという場合に、漁船も同様に考えますと、公庫へ行つて、災害による漁船の代船建造として六分五厘で金を借りて船をつくる、そういうことがございまして、それから農業を営み、林業を営んでおります方々が、天災を受けて、その業を営んでおりますから、お米がとれなくなった、あるいは麦がとれなくなった、そういう場合に、その経営を営んでいくのに必要な資金の融通を円滑にするために、天災融資法でお金を貸す、こういうことはございまして、その貸したお金では、たとえば肥料代なり、えき代だけでなくてはいかぬといつてなく、農機具あるいは漁船をつくつてもいいという仕組みに相なっておりますので、天災融資法は、経営そのものをころがしていくために必要な資金として、直接資材あるいは設備、要すに間接手段に

対する金もあわせて見ていく、個々のものに即してのお話と相なりますと、いわゆる設備金融としてその際に災害と一般に分けて、公庫からめんどろ見る、あるいは中金から金を出す。こういう仕組みに相なっております現状でございますので、繰り返してございしますが、ちょっと先生の御趣旨を私は理解しかねておるわけでございます。

○北條萬八君 そうすると、漁船の建造に対して、天災を受けて、それを修理するのに、あるいはまた新造するのに金を借りる場合は、農業のようなくあいに、低利長期の資金というものは借りられないわけですね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 制度金融といたしまして、設備資金で私どもが一応制度金融として低利長期というものについては、御批判もあるわけございまして、農林漁業金融公庫でめんどろを見ておるのがその中心点であります。それで、農林漁業金融公庫では、漁船建造というワケを用意いたしました、災害を受けた場合、災害を受けてなくても船を更新するために金が必要から、一般の金融よりは安い金利でその方々に貸している。それから、一般の更新であれば、七分五厘のものを、災害を受けた方には六分五厘でお貸ししているというふうなことでございまして、その点は農業、林業でも、何と申しますか、そういう生産施設といえますか、施設の再確保、あるいは災害による改修については同様に扱われておりますわけでございます。

○北條萬八君 農業の場合は、天災融資法でなくとも、公庫の金を借りる場合には、これは農地とか牧野の災害または復旧で、これは六分五厘でなしに、五分で、しかも五年据え置き、二十五年というふうな非常に条件がいいのじゃないか、そこに非常に差がある。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 現在の公庫の仕組みは、御承知のとおり、農地の改良、造成、あるいは造林、林道、これは漁業のほうでいいますれば漁港の整備というふうなものは公共的な事業であるというところで、特に金利が相対的に安く整備さ

れていることは御指摘のとおりでございます。ですから、公共的な立場での農地の造成、牧野の造成、林道という意味等を漁業の場合にそれを翻訳いたしますと、漁港の改良、造成というところがこれに見合つてまいっているわけでございます。それから、たとえば畜舎、サイロ、養蚕、それから何と申しますか、倉庫、そういうふうなものとは並びまして、いわゆる施設の建設に對しましては、これはまた、公共とは違つて、それぞれ横の均衡をとりながら、金利なり条件が定められている。それで、それにしても總体的に高いとか、もつと施設の金利は長期低利であるべきだという御批判は、常々承つておるわけでございますが、そのうちで、漁船だけが特に現在の姿においてアンバランスになっているというふうには私どもは感じておらない。これは毎年、毎年ではございせんが、全体の関係者集まつて、一つの考え方のもとに整理をいたしてきているつもりでございますので、特段の御指摘がございすれば別でございますが、あるいは全体の水準が高いというふうな点はございまいしょうが、何か横に並べて考えまして、農業、林業、漁船だけが著しくおかしいという形にはなつておらない。安いののは、構造改善事業とか、あるいは公共的な事業は相対的に金利を一種の社会投資として安くしている、こういう関係にあるわけでございます。

○北條萬八君 私は、零細な漁業者が災害を受けて船を失つたような場合には、漁船保険の金だけでどうして再建のできるものではないかと思ふから、したがつて、何かそこに長期低利の融資の必要があると思ふのであります。それには、この際政府のほうとしても、そういうような災害を受けた場合における特別の措置を考えてやるべきじゃないかと思ふますが、全然船を失つてしまふことには、實際唯一の生産手段を失つてしまふことになつておるわけですから、そこを考えていただきたいという意味でお聞きしたわけですが……

○政府委員(丹羽雅次郎君) 漁業を取り巻くいろいろな問題がございまして、それぞれに対して、

いろいろの手を打たなければならぬ。そこで、国のいろいろの施策の立場において、一般会計の補助金、あるいは公庫の百数十億の金融、そういうものを通じて、全体に対して施策を進めていくわけでございますが、もちろんまだ不十分でございます。ただ、その一環として、特別会計にたまりました十二億を特別会計の中にかかえているのはいかかというふうな立場で、中央会に交付して、その利子で少しでもいい仕事をしてみよう。そこにそれぞれの道があるわけでございます。そういう立場でございますので、先生御指摘の、漁船に対する対策も、この十二億の問題のほかに、保険そのものでいかにして補てんするか、あるいは保険で補てんせぬでも、金融でもっと補てんを容易にする、そういう全般の角度について、もつと一その努力をせよという御趣旨でございます。私どももさう考えて、今後とも努力したいと思つておるところでございます。

○北條萬八君 天災融資並みに扱われたのはチリなどの災害だけでありまして、先だつてのマリアナにしても、あるいは十勝沖の船の遭難にしても、六分五厘の金融でやつているんですが、チリの場合には、ほかの農業その他の大きな災害に便乗してたまたま天災融資を受けられたのであります。今後は便乗的ではなくて、特別の場合には天災融資を受けられるように立法措置を考えていただきたいということを希望します。

○政府委員(丹羽雅次郎君) チリ津波とかオホーツク海における風浪というふうなものでは何か天災がございまして、漁業そのもの、あるいは漁具そのものが、業を営む基盤がいかに壊れた、こういう場合に漁船が入つてまいることは御指摘のとおりでございます。ただ、非常に天候が冷温であつたとか、不順でサバがこなかったとか、ノリが枯れたという場合には、その船と災害とはこれは一応関係がないわけでございます。そういう場合には船は別の問題として処理されていく、津波がきて船がいたれば、問題は漁業に關連を

例でございますが、天候不順その他でいんだ、そのときにノリの何とか舟もいたむこともあるが、寒さでいたむという問題ではないので、これは天災にはならない、しかし、いたんだ船を別につくるという場合には、津波で船がいれたという場合はこれは別な話になります。こういうふうなことを考えておいてございまして、なおよく御趣旨をもう一ぺん考え直しまして勉強させていただきます。

○北條萬八君 では、次に伺いたいのは、この海難に対する救助体制ですが、海難救助の連絡本部というものが外務省、それから運輸省、防衛庁、水産庁、海上保安庁及び気象庁、こういうものが構成メンバーになって、これは大規模の海難が発生したときに遭難船の捜査、救助というときに、効果的に行なうためにつくられておると、これを聞いておりますけれども、これらの連絡調整をはかる機関であるということは、実際問題としてどういうふうな連絡調整をされておりますか、その点を伺いたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) マリアナ災害の発生いたしましたときに、総理府に、総理府の指示のもとに対策本部をつくったわけでございまして、これはその場で、事柄の性質上関係省が集まりまして、そしてこれを対策本部に切りかえようということにいたしましたのでございまして。しかし、そういうことではなく、常時そういう組織を用意しておいて、発生いたしましたらすぐその組織が動き出すように考える必要がある。そういう立場で、海上保安庁を中心にして、関係各省でそういう連絡会議を設ける申し合わせをいたしましたわけでございまして。それで実際の形として、連絡すればすぐ人が夜中でも集まるという形、あるいはその分担を、どこはどうするということとその場で決定して、機動的に動くような組織にしようということで、その海難救助連絡本部をつくったわけであります。しかし、これは本邦から離れた海上の大規模な海難ということをはたて

まえにいたしておりますので、現在のところ幸いにして、これが動かなければならぬ事態は発生しておりません。要するに、ボタン一つ押せばいつでも動き出せるような組織を常時設けるという申し合わせをしておる、こういう趣旨でございまして。

○北條萬八君 総合的の機関であります、こういうものは臨時的に現在はおいておるわけでありまして、いまお話しのように、常時こういう連絡会議というものはやっておられるんですか、どうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) これは発生に際して、捜査、救助を目的とするというためのものとして申し合わせをいたしましたわけでございまして、で、入れものは常時申し合わせでございまして、なすが発生した際に、入れものの中にみんなが集まる、こういうものでございまして、その申し合わせ段階、つくりまします前の段階ではいろいろ打ち合わせをやっておりますけれども、基本的には、常時集まって、いろいろ相談をするという企画相談の申し合わせ組織ではございせん。

○北條萬八君 ですから、どこまでもある事件が起きてからやる機関でありますけれども、これは海難を予防する、また少しでも軽減させるという意味で、常置の審議会といいますが、そういうものを置いておく必要はあるんじゃないか。で、これは先ほども言ったとおり、毎日二人も死んでおるんですから、海難に遭遇して。ですから、常にあるものは生まれてきてはいただと思ふんですね。ですから、こういうやほり一つの審議機関というものを置いておく必要があるように私は思うんですが、それに対して政府のほうでいままでの程度に考えておられたか、その所信をひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先ほど来申し上げております海難救助連絡本部は、そういうものとしてかりに理解すると、それは別に、海難対

策を基本的に確立するなり、充実するなり、検討するために、そういう研究審議の組織をつくるべきではないかという御意見だと存じますが、現在までのところそういうものをつくることにきめた経過はまだございせん。海難が最近非常に多いのでございまして、これに対する対策をどういうふうな考えかたという問題は、目下のところ、それだけの役所内部の間において検討を続けるという段階でございまして、これらが集まって審議会その他、ということとは、あるいは外部の方々からお集まり願つての審議会というふうなことは、いまのところ政府内部、私どものところでは話題に上つてはおりません。

○北條萬八君 これは私は大事なことでないかと思うのですが、先ほどもお話ししたように、漁船だけでも毎日二人ずつ死んでおります。ですから、この海難をいかに予防するかというところは、常に各省庁間でそういう会議をして、研究をしていかなければならないと思うのです。で、今までのところ、非常に私には手落ちではないかと思うようなことは、非常に何にやっておられないかというところは、非常に私には手落ちではないかと思うのです。特に船のほとんど半分は漁船でありますから、まあ農林省が中心になつてやつても私はいいのではないかと申すわけであります。で、いままでそういうことを考えたことはないと言われ

るの、私は、人間尊重の内閣であるにかかわらず、はなはだ手落ちではないかというふうに思ひますが、どうぞひとつその点をなおよく研究されて、少しも早くそういう作業をして、衆知を集めて予防に善処されることを望みます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) ちょっと補足させていただきますが、やはり海難災害にかんがみまして、ことにマリアナにかんがみまして、たとえば、救助のための足の問題、巡視船の不足の問題あるいは気象の問題等がもちろん相互間で議論されて、まあ今年におきましても巡視船の建造あるいは保安庁におきまします飛行機、それからその巡視船による洋上の気象観測の問題、あるいは今回の経験にかんがみまして、漁協におきま

ころのいろいろの積み立て金に対する税制の問題、それから各分野におきまします船の転送に對しまつ試験研究の問題、これらはそれぞれ精力的に、及ばずながら努力をし、相互に、役所間でございしますから、連絡を取りつやつておるわけでございします。いま先生御指摘のとおり、そういうことでなく、全体を集めて審議会が組織をつくつたかどうかというお話でございまして、組織についてはいまのところ考えておらないというところはございまして、それぞれの役所間における相互連絡としては、いろいろの経験にかんがみまして仕事は前向きに進めていく点だけは、申し添えさせていただきます。

○北條萬八君 マリアナの問題につきましても、結局米軍の軍用機に依存をして、ああいうような手落ちがあった。これは気象庁の問題もありません、また防衛庁にも関係があると思うのですが、いま言われたように、定例に月一回ぐらいは少なくとも集まって、そろそろ同じ予算をとるに、防衛庁の予算だから農林省には関係がないといったようなセクシナリズムではなしに、大いにそういう場合には、飛行機をつくることにおいて、また省の設備の管理について、お互いに力を合わせて予算を獲得するし、積極的にやれば実現がでないかというふうに思ひます。それはそれで別に答弁は要りません。

次に伺いたいのは、船舶の廃油の問題であります、これは直接この法案には関係がありませんけれども、廃油の投棄によつて非常に漁業に被害を受けておることはもう御承知のとおりであります。今後ますます貿易も盛んになってくるし、また、観光なんぞの発展につれて、ますます船舶の出入りはひんぱんになってくることを考えますと、この問題は沿岸漁業にとつてばかりでなしに、これは国民の福祉向上からいってもゆるがせにできないことである。この船舶の廃油の投棄防止については、この前もこの委員会でもノリの被害のときにお話がありました。昭和何年です

か、ずいぶんこの話は古い話でありまして、大正の初めごろから問題になっておると聞いております。もうすでに先進国二十九カ国は、海水汚濁防止に関する条約というのが、昭和二十九年ごろでしたか、二十九カ国が加盟しましてそれで批准をして、もうすでにこの条約は昭和三十三年に発効しているわけなんです。日本の現在の状態では、港則法の二十四条によりまして、沿岸から十キロ、一万メートル、これを規制しているわけで、非常に陸地に接近しているわけなんです。この海水汚濁の防止に関する条約で見ますと、たしかこれは五十海里だと思いますが、そういうふうな規定をされておるのでございます。そこでどうして前からも問題になっておるのを日本が批准をしないか。加盟はしているけれども批准がしてないという点でございますが、そのいきさつ、その理由ですね、どうして批准ができないのか、しないのか、一応説明願いたいのです。

○説明員(中野大君) 初めのほう、私ちょっと御質問を聞き漏らしておりますので、もし答弁が足りませんでしたら、またお尋ねいただいておりますので申し上げます。

この油による海水の汚濁防止のための国際条約の批准の問題でございますが、ただいま先生のお話のように、一九五四年の国際会議で採択になりました、加盟ではございませんで、日本国政府としても署名をいたしましたわけでございます。署名をいたしましたけれども、まだ批准に至っていないというわけでございますが、ただいまも私も早急に批准の段取りに進んでいただくように、国内法の整備も進めてまいりたいというふうに運輸省あるいはほかの省とも連絡をとって進めているわけでございます。なぜいままで長くほうっておいたかという点につきましては、いろいろな過去の問題もございましてしょうけれども、問題点として大きく三つございまして、

まず船舶に、船舶からの漏油を防止する装置を設けなければならないということになるわけでございます。また、陸上に廃油を受け入れまして処

理する施設を設置しなければならないという問題がございまして、もちろん条約を批准しまして発効になりますと、投棄の規制もいたさなければならぬが、その投棄の禁止区域あるいは禁止の対象船舶をどうするかといったような問題の検討がございまして、アメリカも実は受諾いたしましたのが六一年でございました。五四年の条約がその後また改正になりという状況もございまして、事実六二年にIMCOの国際会議におきまして改正の条約の採択があったわけでございますが、そういう改正の模様もありましたので、いまのような問題点も勘案しつつ、また未批准国の動向も、模様を見ながらまいりましたけれども、このままでは一応ほうっておけないというような段階に至りましたので、できるだけ早く国内法の整備もいたしまして、批准にとり運んでいただくように準備を進めてまいりたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

○北條萬八君 もう少し具体的に知らしていただきたいと思うので、その設備というのは、港に設備をし、また各船舶に設備をするようにいま言われたのですが、この設備をしないうちは批准ができないということになるのですか。

○説明員(中野大君) いま申し上げました港灣におきまする廃油の受け入れ処理施設、また、船舶に漏油防止装置という義務がございまして、けれども、全部整備しなければ批准できないという問題ではございません。それに、そういう義務を課する国内法を整備いたしますれば、その整備に伴いまして、もちろんすぐそういう装置、施設が整備できるわけではございませんので、やはり若干の猶予期間というものがどうしても必要でございます。また、条約でもそういう問題についてのなにごとがございまして国内法を整備すれば大体批准の方向におおむね向かうのじゃないかというふうに思っておりますし、また、批准できるように国内法の整備も検討してまいりたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○北條萬八君 そうしますと、いままででもでき

る、法案の整備さえすれば、国内法でしょう。これはなぜやらなかったのですか。私はそういう設備をするのに金がかかるから、それで主要な港にはそれができた上で批准しなければならぬ義務があるから、それができないのだ、こういうふうに思ったのですが、それがそうじゃないのですか。

○説明員(中野大君) ただいま申し上げましたように、国内法の整備ということがまず先決でございます。したがって、昭和三十一年ごろに施策要綱というものを作りましたし、それに基つきまして法律案も実はつくって推進するようにしたわけでございますけれども、いま申し上げましたその施設が相当な額がかかるという問題、あるいはまた油水分離機にいたしまして、まだまだ技術開発の問題があるような点がございまして、その国内法を国会に御提出申し上げて御審議願うのには、そういう施設が、直ちにではございませぬけれども、しかし、いまのような問題点を解決する上にはまだいろいろ問題点があるような段階でございまして、結局その法案も廃案というふうになりまして、いろいろその後のその整備のほうに何とか早く、各省庁とも調整をとりたいという点で打ち合わせをしてまいりましたわけでございます。

○北條萬八君 私、どうもまだわからないのだけれども、これは国内法さえつくればすぐ発効になつて、五十海里の規定を受けて、そしていまのような油を流すような被害がなくなるということにはならないのですか、やっぱり設備がなければ、その国内法ができてそれを発効しても効果がでないということになるのじゃないですか。

○説明員(中野大君) 条約のほうで、もし批准という点になりますと、政府が国際上の義務を負うわけでございます。したがって、先生のお話のように、五十海里以上投棄してはならないという点になるわけでございますけれども、いま条文によりますと、たとえば八条でございまして、三年目に適当な受け入れ施設の設置を確保しなければならぬ、それで、そういう施設がない

港に航行する場合には適用しないというふうに、条文によつて若干、いろいろ違つたところもございまして、が、しかし、すぐもう捨ててはならないという適用を受ける、タンカーあたりはそうでございますが、船舶もございまして、それについての条約を順守できる態勢をつくるように国内法の整備をしなければならぬという点を勘案しつつ、国内法の検討を進めてまいりたい、こういうふうに思っております次第でございます。

○北條萬八君 そうすると、施設をしなければならぬということに縛られて、国内法を立案しても廃案になつてしまつた、結局お金の問題ですね。

○説明員(中野大君) もちろん施設を整備しなければならぬことになるわけでございますが、その設備を設置する義務を負う人はだれであるのかというの、やはり国内法を整備するときに問題になるわけでございます。そういう施設をつくりますところは、いわゆる石油の積み出し港とか、あるいは造船所のあります港とか、あるいは一般の港灣に廃油の受け入れ処理施設をつくらなければならないわけでございますが、その施設をつくる義務を負う人はだれであるのか、また、いま先生のお尋ねのように、その施設をつくります際に相当な経費が要するわけでございます。その所要経費をどこで分担するのかという点ももちろん問題点として検討しなければならぬ、こう思っております。

○北條萬八君 それでは伺いますけれども、陸上の廃油の処理場ですか処理施設、また船舶に備えつける分離機ですか、一体どのくらいかかるのですか経費は。

○説明員(中野大君) これから私どものほうもいろいろ調査をいたしまして、要綱その他法案の整備を進めてまいりたいと思っておりますが、前に調べましたときに、処理施設は約一基二億円かかる。むしろこれには用地費を含めておりませんが、処理いたします場所といたしましては、相当な用地を確保しなければならぬ。約二千坪くらいも必

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇号 昭和四十一年三月十二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十五通）

請願者 新潟県東頸城郡松代町大字松代二
〇九ノ四松代町農業協同組合長
柳貞輔外三百十五名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三一号 昭和四十一年三月十二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十通）

請願者 岡山県浅口郡船穂町船穂町農業協
同組合長 小林才一郎外百二十二
名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三二号 昭和四十一年三月十二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二十八通）

請願者 大分市大字舞鶴町一ノ四ノ一五大
分農協同組合中央会会長 岐
部光久外四百三十一名

紹介議員 村上 春藏君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三三八号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 札幌市南一条西一四丁目 中村
寿平外五千二百六十八名

紹介議員 岡村文四郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三三九号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（五通）

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一二ノ九埼
玉県土地改良事業団体連合会内
仁科長治外九十一名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三四〇号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十五通）

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字塩沢
一、二二三ノ一塩沢町農業協同組
合長 阿部俊夫外二百七十七名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四四一号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十六通）

請願者 新潟県中魚沼郡中里村大字田沢
田村博康外三百九十三名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四四二号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二十四通）

請願者 新潟県十日町市辰甲三五〇十日町
市農業協同組合長 樋口清外五百
五十三名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四四三号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（二通）

請願者 兵庫県津名郡一宮町郡家三九一
畠中定一外十五名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四四四号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（三通）

請願者 愛知県海部郡十四山村大字宝新
田字源兵地四五十四山村農業協
同組合長 村井和彦外七十一名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四四五号 昭和四十一年三月十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 東京都西多摩郡羽村町羽一六三羽
村町農業協同組合長 並木秀雄外
二百五十六名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四四六号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（五通）

請願者 兵庫県赤穂市加里屋二、一六〇赤
穂農業協同組合長 上住一男外百
十七名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四四七号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（六通）

請願者 山形市七日町三ノ一ノ一六山形県
信用農業協同組合連合会会長 山
木武夫外千四百六十九名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四五五号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 千葉県市原市市田五〇ノ一市原市
農業共済組合長 野口謹爾外十七
名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四五六号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 兵庫県豊岡市畑上町港農業協同組
合長 森垣一雄外二十名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四五七号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 鹿児島市小川町二五ノ一鹿児島県
農業協同組合中央会会長 田中茂
穂外十四名

紹介議員 日高 広為君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二四五八号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願（十三通）

請願者 山口県徳山市岐山通二ノ一八徳山
市農業協同組合長 河野通重外三
百七名

紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二六二号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 愛知県海部郡飛島村大字飛島新田
宇松之郷六八四飛島村農業共済組
合長 立木清一外二二名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二六三号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 静岡県賀茂郡松崎町江奈一八九ノ
二松崎町農業協同組合長 高橋六
郎外百三十名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二六四号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市内丸一六ノ七岩手県
漁業協同組合連合会会長 伊藤佐
十郎外三千三百三十三名

紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二六五号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十通)

請願者 山形市七日町三ノ一ノ一六山形県
経済農業協同組合連合会会長 高
橋庄吾外三千七百二十六名

紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二六六号 昭和四十一年三月十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(七通)

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江一、
二〇七ノ一高鍋町森林組合長 吉

請願(二百七十通)

請願者 岐阜市御杉町岐阜県漁業協同組合
連合会会長 鷺見浩平外一万二千
二百五十三名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(四十一通)

請願者 山口市大字大内矢田九四五大内町
農業共済組合長 岡村英男外千
四名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二二七一号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 埼玉県児玉郡児玉町大字児玉二、
五〇六 田島五郎外百十五名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二七二号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(六通)

請願者 静岡県清水市庵原町三四ノ一庵原
農業協同組合長 柴田勇作外二百
九十八名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二七三号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(七通)

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江一、
二〇七ノ一高鍋町森林組合長 吉

水輝文外百十六名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二七四号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(四十一通)

請願者 静岡市曲金二ノ四ノ一静岡市農業
協同組合長 小沢惣作外千六百五
十四名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二七五号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(百八通)

請願者 千葉県銚子市三軒町三三七ノ三ノ
内銚子市農業共済組合長 江畑光
治外二千七百七十名

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二七六号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 千葉県海上郡海上町海上町農業協
同組合長 飯田義人外二百六十名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八〇号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 岡山市磨屋町九ノ一八ノ二〇一岡
山県経済農業協同組合連合会内
土井武良外二百七十名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八一号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(八通)

請願者 新潟県見附市神保町二七ノ二上
北谷農業協同組合長 棚村長左エ
門外百七十名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八二号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 新潟県北魚沼郡川口町大字中山
一、六三七 星野藤一郎外二百十
七名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八三号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一二ノ九埼
玉県信用農業協同組合連合会内
松本彦八郎外百七十三名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八四号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(四通)

請願者 静岡県沼津市三枚橋駿東農業団体
事務所連絡協議会内 山内貞郎外
百四十九名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八五号 昭和四十一年三月十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 新潟県見附市神保町二七ノ二上
北谷農業協同組合長 棚村長左エ
門外百七十名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

請願

請願者 札幌市北四条西一丁目北海道農業

共済組合連合会会長 宮北三七郎

外六千四百九名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八六号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 愛知県新城市字東入船六ノ一新城

市土地改良区理事長 塩瀬茂外八

名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八七号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(十五通)

請願者 新潟市東仲通一番町八六新潟県農

業協同組合中央会内新潟市農業協

同組合連絡協議会内 白井正吉外

三百三名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八八号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(七通)

請願者 静岡市伝馬町八ノ五静岡県森林組

合連合会会長 内山信一外五百四

十九名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二八九号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(二十通)

請願者

静岡県榛原郡相良町相良三四四ノ

二相良町相良農業協同組合長 原

間新吉外四千四百八名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(六十一通)

請願者 大分県東国東郡安岐町大字瀬戸田

六五六安岐町農業協同組合長 徳

丸生路外九百九十名

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二九一号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(六十一通)

請願者 青森市大字大野字長島一ノ一青森

県農業協同組合中央会会長 大島

勇太郎外六十一名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二九二号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(七通)

請願者 山口県岩国市今津町一ノ一四ノ五

一岩国市農業共済組合長 藤岡武

雄外百二十五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二二九三号 昭和四十一年三月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 福島市中町七ノ一七福島県農業協

同組合中央会会長 水野谷友次郎

外三千二百十五名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇二号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 千葉県君津郡上総町久留里四九九

上総町農業共済組合長 内村祥一

郎外三百二十四名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇三号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 宮崎県北諸郡山田町大字山田

三、八七二ノ一山田町農業協同組

合長 桂木春男外二百二十八名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇四号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(五通)

請願者 埼玉県秩父郡荒川村大字日野九〇

八新井喜美男外三十三名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇五号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(八通)

請願者 愛知県西春日井郡新川町大字須ヶ

口一、二六三新川町農業共済組合

内 小倉秀章外四十三名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇六号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(十二通)

請願者 千葉県東金市東金一、一六四千葉

県農業協同組合中央会山武支所内

加養昌康外二百五十名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇七号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(百十九通)

請願者 千葉県旭市ハノ五五ノ一三旭市農

業協同組合長 金谷隆外二千三百

十五名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 岡山県後月郡芳井町大字吉井二四

一ノ二芳井町森林組合長 滝寿一

郎外八名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三〇九号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(一通)

請願者 愛知県新城市川路字連若二四東郷

東農業協同組合長 今泉伝外五十

六名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第二三一〇号 昭和四十一年三月十七日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する

請願(六通)

請願者

青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字
細村一八八ノ五浪岡町森林組合長
鎌田武利外五名

紹介議員

笹森 順造君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三二二号 昭和四十一年三月十七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十通)

請願者

愛知県西春日井郡西春日町大字西之
保字南若宮五九六西春日農業共済組
合内 井上一郎外百七十五名

紹介議員

森 八三二君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三二二号 昭和四十一年三月十七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二十通)

請願者

愛知県西春日井郡春日村春日村農
業共済組合内 後藤鏡一外百十名

紹介議員

柴田 榮君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三二三号 昭和四十一年三月十七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十三通)

請願者

新潟県新井市半蔵金半蔵金農業協
同組合長 米山繁直外六百五十九
名

紹介議員

小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三二四号 昭和四十一年三月十七日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者

広島市大手町二ノ九ノ六広島県開
拓事業農業協同組合連合会会長

三浦満

紹介議員

中津井 真君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する
法律案

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法
律案

果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第
十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 果樹農業振興基本方針等(第二条―第
二条の四)

第三章 果樹園経営計画(第三条―第五条)

第四章 加工原料用果実の取引に関する取決め
(第五条の二―第五条の四)

第五章 雑則(第六条―第十三条)

第六章 附則(第十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「その生産の安定と拡大を図るため、」
を「その生産の計画的かつ安定的な拡大を図るた
めの措置及びこれに関連してに、」に、「これに」をこ
れらにに改め、同条の次に次の章名を附する。

第二章 果樹農業振興基本方針等

第二条を次のように改める。

(果樹農業振興基本方針)

第二条 農林大臣は、政令で定めるところによ
り、果樹農業の振興を図るための基本方針以
下「果樹農業振興基本方針」という。を定めなけ
ればならない。

2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果
樹として政令で定めるもの(以下「果樹」とい
う。)につき、次に掲げる事項を定めるものとす
る。

一 果実の需要の長期見通しに即した植栽及び
果実の生産の目標

二 植栽に適する自然的条件に関する基準

三 近代的な果樹園経営の基本的指標

四 果実の流通及び加工の合理化に関する基本
的な事項

五 その他果樹農業の振興に関する重要事項

3 農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めよ
うとするときは、果樹農業振興審議会の意見を
きかなければならない。

4 農林大臣は、果樹農業振興基本方針を定めた
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二条の次に次の三条を加える。

(果樹農業振興基本方針の変更)

第二条の二 農林大臣は、果実の需給事情、農業
事情その他の経済事情の変動により必要がある
ときは、果樹農業振興基本方針を変更するもの
とする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振
興基本方針の変更について準用する。

(都道府県の果樹農業振興計画)

第二条の三 都道府県知事は、政令で定めるとこ
ろにより、当該都道府県における果樹農業の振
興を図るための計画(以下「果樹農業振興計画」
という。)を定めることができる。

2 果樹農業振興計画には、当該都道府県におけ
る主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を
定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基
本方針の内容に即するものでなければならな
い。

一 植栽及び果実の生産の目標

二 その区域の自然的経済的条件に即する近代
的な果樹園経営の指標

三 土地改良その他生産基盤の整備に関する事

項

四 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他
果実の流通の合理化に関する事項

五 果実の加工の合理化に関する事項

六 その他必要な事項

3 都道府県知事は、前項の主要な種類の果樹の
うちに、その果実につき、生産の安定的な拡大
を図り及び流通の合理化を推進することが特に
必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生
産団地を計画的に形成することが適当であると
認められるものがあるときは、果樹農業振興計
画において、当該種類の果樹についてのその広
域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らか
にするとともに、その方針に即して同項各号に
掲げる事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めよ
うとするときは、果樹農業に關し学識経験を有
する者の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めた
ときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出する
とともに、その概要を公表しなければならない。

(果樹農業振興計画の変更)

第二条の四 前条第四項及び第五項の規定は、果
樹農業振興計画の変更について準用する。

第三条第一項第一号中「果樹(政令で定める果樹
に限る。以下同じ。の集団的な栽培に供される土
地)」を「第二条の三第五項の規定による提出があつ
た果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内にあ
る土地で果樹の集団的な栽培に供されるもの」に
改め、同条第三項中「昭和四十一年三月三十一日」
を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条の前
に次の章名を附する。

第三章 果樹園経営計画

第四条中「当該計画」を「当該果樹園経営計画」に
改め、同条第一号中「農林省令で定める基準」を「
農林大臣の定める基準」に改め、同条第三号中「前
条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照ら
しを」前号に規定するもののほか、当該果樹園経

營計画が果樹農業振興計画の内容に照らしに改める。

第五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫が前項に規定する者に対し同項の資金のうち果樹を植栽するため農地とする土地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八條第一項第一号の二に掲げるものの貸付けを行なう場合における貸付金の据置期間は、同條第三項の規定にかかわらず、十年以内において公庫が定めるものとする。

第五條の次に次の一章を加える。

第四章 加工原料用果実の取引に関する取決め

（取決め）

第五條の二 果実（その流通及び加工の合理化を図ることが特に必要であると認められる果樹の果実であつて政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の生産者がその構成員となつて農協組合その他果実の販売事業を行なう者（その組織する団体を含む。）及び果実を原料として使用する加工又は製造の事業（以下「果実加工業」という。）を行なう者は、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日の二十日前までに農林大臣に届け出て、果実の売買に係る数量、価格又は取引方法について、取決めを締結することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないとき、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 果樹農業又は果実加工業の健全な発展に支

障を与えるものでないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 農林大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めを締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る取決めを締結している者は、その取決めを廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第五條の三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、前條第一項の規定による届出に係る取決め及びこれに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき。

二 前條第二項又は第三項の規定による処分に違反したとき。

三 次條第三項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。（同條第二項の規定による請求に応じ、前條第二項又は第三項の規定による処分があつた場合を除く。）

（公正取引委員会等との関係）

第五條の四 農林大臣は、第五條の二第一項若しくは第四項の規定による届出を受理し、又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、公正取引委員会及び関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 公正取引委員会は、第五條の二第一項の規定による届出に係る取決めが同條第二項第二号か

ら第四号までの各号に適合せず、又は同項第二号から第四号までの各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、同項又は同條第三項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第六條の前に次の章名を附する。

第五章 雜則

第七條の次に次の二條を加える。

（果樹農業振興基本方針等と果樹農業の振興に関する施策）

第七條の二 国及び都道府県は、果樹農業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国にあっては果樹農業振興基本方針、都道府県にあっては果樹農業振興計画に即してしなければならない。

（消費の拡大及び輸出の振興）

第七條の三 国は、果樹農業の健全な発展に資するため、果実及び果実製品の消費の拡大及び輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行なうよう努めるものとする。

第十三條の次に次の章名を附する。

第六章 罰則

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三條第一項及び第四條の規定は、昭和四十三年四月一日以後にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定について適用し、同日前にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定については、改正前の第三條第一項及び第四條の規定の例による。

3 昭和四十三年四月一日前にされた改正前の第三條第一項（前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による認定の請求に係る果樹園経営計画についてした認定は、改正後の第四條の規定によりした認定とみなす。

昭和四十一年四月八日印刷

昭和四十一年四月九日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局